

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十六人</u>以内とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「<u>二十六人</u>」とあるのは、「<u>二十七人</u>」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十五人</u>以内とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「<u>二十五人</u>」とあるのは、「<u>二十六人</u>」とする。</p> <p>3 （略）</p>